

香川県職員の仕事の設置に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

**香川県規則第22号**

香川県職員の仕事の設置に関する規則等の一部を改正する規則  
(香川県職員の仕事の設置に関する規則の一部改正)

第1条 香川県職員の仕事の設置に関する規則(昭和32年香川県規則第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
略  本庁 (1)～(5) 略 <u>(6) 総室長</u> <u>(7)～(33) 略</u> <u>(34) 専門主任</u> <u>(35)～(40) 略</u> 出先機関 (1)～(41) 略 <u>(42) 専門主任</u> <u>(43)～(57) 略</u>	地方自治法施行規程(昭和22年政令第19号)第5条の規定に基づき、法令に特別の定めのあるものを除くほか、県に、次に掲げる職を置き、職員、大学教員又は大学事務職員をもってこれに充てる。 本庁 (1)～(5) 略  <u>(6)～(32) 略</u>  <u>(33)～(38) 略</u> 出先機関 (1)～(41) 略  <u>(42)～(56) 略</u>

(香川県行政組織規則の一部改正)

第2条 香川県行政組織規則(昭和36年香川県規則第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前								
(課の設置) 第2条 略  <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">部又は総局</td> <td style="text-align: center;">課</td> </tr> <tr> <td>政策部</td> <td>政策課、地域活力推進課、予算課、自治振興課、水資源対策</td> </tr> </table>	部又は総局	課	政策部	政策課、地域活力推進課、予算課、自治振興課、水資源対策	(課の設置) 第2条 次の表の左欄に掲げる部又は総局に、同表の右欄に掲げる課を設ける。  <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">部又は総局</td> <td style="text-align: center;">課</td> </tr> <tr> <td>政策部</td> <td>政策課、地域活力推進課、予算課、自治振興課、水資源対策</td> </tr> </table>	部又は総局	課	政策部	政策課、地域活力推進課、予算課、自治振興課、水資源対策
部又は総局	課								
政策部	政策課、地域活力推進課、予算課、自治振興課、水資源対策								
部又は総局	課								
政策部	政策課、地域活力推進課、予算課、自治振興課、水資源対策								

略

2・3 略

4 前3項に規定するもののほか、デジタル化の推進に関する事務を処理させるため、政策部にデジタル戦略総室を置き、当該総室にデジタル戦略課及び情報システム課を置く。

5 前4項に規定するもののほか、少子化対策及び子育て支援並びに青少年対策に関する事務を処理させるため、健康福祉部に子ども政策推進局を置き、当該局に子ども政策課及び子ども家庭課を置く。

6 略

(分掌事務)

第3条 政策部の各課(文化芸術局及びデジタル戦略総室の各課を除く。)の分掌事務は、次のとおりとする。

政策課～水資源対策課 略

統計調査課・男女参画・県民活動課 略

2 略

3 デジタル戦略総室の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

デジタル戦略課

(1) デジタル化の推進に関する企画及び総合調整に関すること。

(2) 情報通信関連産業の育成・誘致に関すること。

略

2・3 略

4 前3項に規定するもののほか、少子化対策及び子育て支援並びに青少年対策に関する事務を処理させるため、健康福祉部に子ども政策推進局を置き、当該局に子ども政策課及び子ども家庭課を置く。

5 略

(分掌事務)

第3条 政策部の各課(文化芸術局の各課を除く。)の分掌事務は、次のとおりとする。

政策課～水資源対策課 略

情報政策課

(1) 情報政策の企画及び総合調整に関すること。

(2) 地域の情報化の推進に関すること。

(3) 行政の情報化の推進に関すること。

(4) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)の施行に関すること。

(5) 香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年香川県条例第1号)の施行に関すること。

(6) 電子計算システム及びネットワークの管理運営に関すること。

(7) 情報システムの最適化に関すること。

(8) 情報システムの調達の審査に関すること。

(9) サンポート高松交流拠点施設情報通信交流館に関すること。

(10) その他情報政策に関すること。

統計調査課・男女参画・県民活動課 略

2 略

- (3) 地域の情報化の推進に関すること。
- (4) サンポート高松交流拠点施設情報通信交流館に関すること。
- (5) デジタル戦略総室の事務で情報システム課の所掌に属しないものに関すること。

情報システム課

- (1) 行政のデジタル化の施策の推進に関すること。
- (2) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の施行に関すること。
- (3) 香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年香川県条例第1号）の施行に関すること。
- (4) 情報システムの整備及び管理に関すること。
- (5) 情報システムの調達の審査に関すること。
- (6) その他情報システムに関すること。

第5条 略

危機管理課 略

くらし安全安心課

- (1)～(6) 略
- (7) 香川県犯罪被害者等支援条例（令和2年香川県条例第43号）の施行に関すること（公安委員会の所掌に属するものを除く。）。
- (8)～(16) 略

(職)

第13条 略

2～4 略

5 総室に総室長を置く。

6・7 略

8 課に、副課長、室長、防災指導監、家畜防疫主幹、検査主幹、主幹、専門監、所長、課長補佐、室長補佐、専門補佐、副所長、副主幹、専門副主幹、主席専門指導員、主席指導員、専門検査員、主任、専門主任及び主任専門指導員を置くことができる。

9・10 略

(職務)

第14条 略

第5条 危機管理総局の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

危機管理課 略

くらし安全安心課

- (1)～(6) 略
- (7) 犯罪被害者等への支援等に関すること。
- (8)～(16) 略

(職)

第13条 略

2～4 略

5・6 略

7 課に、副課長、室長、防災指導監、家畜防疫主幹、検査主幹、主幹、専門監、所長、課長補佐、室長補佐、専門補佐、副所長、副主幹、専門副主幹、主席専門指導員、主席指導員、専門検査員、主任及び主任専門指導員を置くことができる。

8・9 略

(職務)

第14条 略

<p>2・3 略</p> <p>4 局長及び総室長は、上司の命を受けて、その所管する局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>5～13 略</p> <p>14 政策調整監、医療調整監、参事、総括政策主幹、政策主幹、医療主幹、防災指導監、家畜防疫主幹、検査主幹、主幹、専門監、副主幹、専門副主幹、主席専門指導員、主席指導員、専門検査員、主任、専門主任及び主任専門指導員は、上司の命を受けて、特定の事務を処理する。</p> <p>15 略</p>	<p>2・3 略</p> <p>4 局長は、上司の命を受けて、その所管する局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>5～13 略</p> <p>14 政策調整監、医療調整監、参事、総括政策主幹、政策主幹、医療主幹、防災指導監、家畜防疫主幹、検査主幹、主幹、専門監、副主幹、専門副主幹、主席専門指導員、主席指導員、専門検査員、主任及び主任専門指導員は、上司の命を受けて、特定の事務を処理する。</p> <p>15 略</p>
---	---

(香川県土木事務所規則の一部改正)

第3条 香川県土木事務所規則(昭和38年香川県規則第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(<u>椋川ダム建設事務所</u>)</p> <p>第3条 椋川ダム建設工事に関する事務を処理させるため、香川県高松土木事務所に椋川ダム建設事務所を置き、当該事務所に<u>工事課</u>を置く。</p> <p><u>2 工事課の分掌事項は、椋川ダム建設工事の調査、設計及び施工に関することとする。</u></p>	<p>(椋川ダム建設事務所)</p> <p>第3条 椋川ダム建設工事に関する事務を処理させるため、香川県高松土木事務所に椋川ダム建設事務所を置き、当該事務所に<u>工事第一課及び工事第二課</u>を置く。</p> <p><u>2 工事第一課の分掌事項は、椋川ダム建設工事の調査、設計及び施工に関すること(ダム本体に関することに限る。)とする。</u></p> <p><u>3 工事第二課の分掌事項は、椋川ダム建設工事の調査、設計及び施工に関すること(工事第一課の所掌に属するものを除く。)とする。</u></p>

(香川県災害対策本部規則の一部改正)

第4条 香川県災害対策本部規則(昭和38年香川県規則第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																									
<p>別表第2(第6条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">部</th> <th style="width: 15%;">班</th> <th style="width: 15%;">課 等</th> <th style="width: 60%;">分 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">政策部</td> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>水資源対策班</td> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部	班	課 等	分 掌 事 務	政策部	略			水資源対策班	略		<p>別表第2(第6条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">部</th> <th style="width: 15%;">班</th> <th style="width: 15%;">課 等</th> <th style="width: 60%;">分 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">政策部</td> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>水資源対策班</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>情報政策班</td> <td>政策部情報</td> <td>1 電子計算システム及びネッ</td> </tr> </tbody> </table>	部	班	課 等	分 掌 事 務	政策部	略			水資源対策班	略		情報政策班	政策部情報	1 電子計算システム及びネッ
部	班	課 等	分 掌 事 務																							
政策部	略																									
	水資源対策班	略																								
部	班	課 等	分 掌 事 務																							
政策部	略																									
	水資源対策班	略																								
	情報政策班	政策部情報	1 電子計算システム及びネッ																							

男女参画・県民活動班	略	
略		
瀬戸内国際芸術祭推進班	略	
情報システム班	政策部デジタル戦略総室デジタル戦略課及び情報システム課	1 情報システムの災害応急対策に関すること。
略		
略		

	政策課	トワークの災害応急対策に関すること。
男女参画・県民活動班	略	
略		
瀬戸内国際芸術祭推進班	略	
略		
略		

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。